第

1801

异

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 5月 11日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 決算日の変更

Q:当社は、年1回3月決算の法人です。 会社の事業の都合で、来年度以降は12月決 算にしたいのですが、決算日の変更はできる のでしょうか。

A:定款の変更をすれば、決算日を変える ことができます。

【解説】

企業の決算日は、通常その会社の定款で「営業年度」が定められていると思いますので、決算日を変更したい場合には、その会社の定款の変更が必要になります。

この変更は、社員総会や株主総会を開催して、定款の「営業年度」の変更の決議を行うことになります。

なお、決算日の変更に伴うその変更時の事業年度は、通常年1期(12か月)の営業年度となっていても、1年未満となります。たとえその事業年度の期間が1か月とか2か月とかの短期間であっても、1事業年度として会社の決算や確定申告をすることになります。

また、決算日を変更した場合には、税務署、 都道府県及び市町村に対し、変更前の事業年 度及び変更後の事業年度などを記載した届出 書を提出しなければなりません。

事業年度の変更により、中途半端な月数の 事業年度が経過的に生じた場合には、減価償 却の償却率や交際費の損金算入限度額、同族 会社の留保金額及び税額の計算、法人税の税 率、事業税の標準税率などの計算に当たって、 月割りの問題に注意してください。







